

創業に係る経費等の一部を補助します。

(千葉市創業支援補助金) <補助率1/2・最大30万円まで>

1 補助事業者 : 次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 補助金交付申請時点で創業2年以内の創業者又は創業予定者。
- (2) 特定創業支援等事業(創業者研修やスクール)のうち、いずれか1つの全日程を受講した創業者又は創業予定者(ただし、受講完了日から2年以内)。
- (3) 市内に主たる事業所を設置し開業する個人事業主又は市内に本店を設置する法人(申請時点で市内に設置がなくとも、補助対象期間内に設置することで充足します)。



▽特定創業支援等事業とは?

国の認定を受けて、千葉市が経営支援機関等と実施する、創業者研修やスクール、個別創業相談のことです。創業に必要な4つの知識(経営・財務・販路拡大・人材育成)が身につくほか、この支援事業を修了した方は、本市が交付する受講の証明書を活用して、国などが提供する様々なメリットを受けることができます。

<特定創業支援等事業HP>

※令和6年度の特定創業支援等事業について(予定)

創業者研修(千葉市産業振興財団/年3コース)、CHIBA-LABO入居者限定相談(随時)
創業スクール(千葉商工会議所/年2コース)、創業スクール(千葉県信用保証協会/年2コース)



2 補助対象経費

- (1) 創業時に必要な経費(申請書作成等経費他)
- (2) 事業活動に直接関わる経費(工事費、設備費、広報費他)

※消耗品費や日常的な事業活動に係る経費ではなく、創業準備、事業開始に必要な経費であること。

3 補助金の額

補助対象経費(税抜き)の1/2以内、**最大30万円**まで

4 補助対象期間

補助金の**交付決定日から、交付を受けた年度の3月31日までに支払いが完了した経費**を対象とします。

※補助金の交付決定日より前に購入したり契約を行った経費は対象外となります。

5 応募期間

令和6年4月10日(水)～令和7年1月31日(金)

※予算の執行状況に応じて、受付期間を変更する場合がありますので、お早めにご申請ください。

※書類提出前に経営支援機関に事業計画書策定に関するアドバイスを受けていただく必要がありますので、余裕を持った準備をお願いいたします。



6 応募方法

スタートアップ支援室宛てに、申請書類を**原則郵送**でご提出ください。

<創業支援補助金HP>

★詳細や申請書類等については、市ホームページをご覧ください。★

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousiennhozyokin.html>



補助金に関する
問合せ・申請先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 スタートアップ支援室

☎ 043-245-5292(TEL)/043-245-5590(FAX)

✉ sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp